

答 申 の 概 要

件 名	学校児童票に係る部分開示決定に対する異議申立て（諮問第4号）		
本件保有個人情報	「学校児童票」		
主な非開示理由	条例第17条第7号（事務又は事業に関する情報）		
実施機関	知事（中央児童相談所）		
異議申立人	「学校児童票」に記載された対象児童の法定代理人		
諮問年月日	平成16年10月26日	答申年月日	平成17年3月18日
主な論点	本件保有個人情報に記載された評価に関する情報を開示することにより、児童相談所の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか。		

審査会の結論

条例第17条第7号該当性

評価に関する情報のうち、学校長による主観的評価が記載された部分は、開示することにより「事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」があると認められ、非開示妥当。しかし、評価に関する情報であっても、当時の担任たる教師から異議申立人に対し、本人に伝えられることを予想して渡されたと思われる書面に記載された情報と同様の内容、あるいは、学校での日常の指導や保護者を交えた面談等の中で教師から異議申立人の子に当然伝えられていたと思われる内容は開示すべき。

審査会の判断

1 本件保有個人情報について

本件保有個人情報は、異議申立人の子の不登校及び書字困難によるLDについて異議申立人から相談を受けた実施機関が、学校における異議申立人の子の様子等を把握するため、学校長に依頼して提供を受けた文書である。その中には、異議申立人の子に係る日常の様子等の事実に関する情報のほか、学校長の所見等の評価に関する情報が混在して記載されている。

2 条例第17条第7号該当性について

本件保有個人情報のうち、実施機関が非開示とした部分に記載された評価に係る情報が開示されることとなれば、学校長が、対象児童やその保護者との関係を悪化させたくないとの配慮や、個別の評価について非難されることを嫌う余り、否定的な評価をありのままに「学校児童票」に記載することを差し控え、表面的で確定した事実のみを記載したり、対象児童やその保護者の意向等を考慮して、対象児童の抱える問題の本質に結び付く可能性のある情報の記載に消極的になることが考えられる。

したがって、本件非開示部分に含まれる評価に関する情報は、基本的には条例第17条第7号に該当するものと認められる。

しかしながら、異議申立人から提出された資料によると、本件においては当時の担任たる教師から異議申立人に対して、本件保有個人情報とは別に、異議申立人の子に係る学校での様子や当該教師による所見が記載された書面が渡されていると認められるところであり、当該書面に記載された情報は、異議申立人から本人に伝えられることを予想して記載されたものと思われる。本件非開示部分のうち、評価に関する情報ではあるが、当該書面に記載された情報と同様の内容であると認められるものについては、条例第17条第7号に該当するとは認められない。

また、学校での日常の指導や保護者を交えた面談等の中で教師から異議申立人の子に対して当然伝えられていたと思われる情報については、すでに異議申立人の子が了知していると考えられ、開示することにより上記のようなおそれを生ずるとは考え難く、条例第17条第7号に該当するとは認められない。

このほか、異議申立人の子やその家族等の言動等に係る事実に関する情報であると認められるものについても、条例第17条第7号に該当するとは認められない。